

今治市下水道事業審議会

適正な下水道使用料のあり方(第1回)

令和8年7月27日

下水道事業

- ・生活環境を良くします(害虫や悪臭を抑制)
- ・川や海の水質を守ります(生活排水を浄化)
- ・雨による浸水被害を減らします(雨水を速やかに排除)
- ・エネルギー資源を有効活用します(下水汚泥などを資源として利用)



目指す姿

- 安心・安全な暮らしを守る
- 次の世代へきれいな水環境をつなぐ
- 健全で持続可能な経営を行う

はじめに

第1回:下水道事業の現状と課題について

1. 今回の審議内容と今後の進め方
2. 今治市下水道事業の概要
3. 使用料改定検討の背景
4. 現在の経営状況
5. 施設老朽化と更新需要
6. これまでの経営改善の取組
7. 将来の見通し
8. まとめ・次回審議事項

1. 今回の審議内容と今後の進め方

➤ 使用料改定検討の必要性

- ✓ 将来の需要水量の減少・・・人口減少により、使用料収入の減収が見込まれます。
- ✓ 維持管理経費等の増大・・・円安や不安定な社会情勢に伴う諸物価の高騰に加え、労働力不足や物価上昇に対応した賃金引上げ等により、大幅なコストの増加が懸念されます。
- ✓ 施設老朽化に伴う更新需要の増大・・・処理場における機械・設備の多くは耐用年数15年、管渠は耐用年数50年であり、今後更新費用の加速度的増加が見込まれます。

このような経営環境の中、本市下水道事業会計においては、水需要の減少で生まれた処理場の能力余剰を活かし処理区の統合を進めることにより、経営の効率化を図るとともに、設備更新についても定期的な点検・評価を踏まえて優先順位を設定し、経費の抑制及び投資の平準化に取り組んできました。

しかしながら、これらの取組のみでは健全かつ持続可能な事業運営を確保することが困難であることから、将来にわたり安定した下水道サービスを提供していくため、使用料改定の検討を行うこととしました。

➤ 今後の審議内容イメージ

回数	内容
第1回	下水道事業の現状と課題について
第2回	使用料改定の方向性（改定要否、改定率）と将来シミュレーションについて
第3回	最終案の整理と答申案のとりまとめ

2. 今治市下水道事業の概要(1/2)

事業区域と施設数の適正化を図りながら、老朽施設の健全性回復に取り組んでいます。

下水道事業の役割とは

- 快適で衛生的な生活環境の確保
- 水の循環と再生による水環境の保全
- 雨水排除による都市の浸水被害の軽減
- 下水道由来の資源を有効活用

今治市の下水道の現状

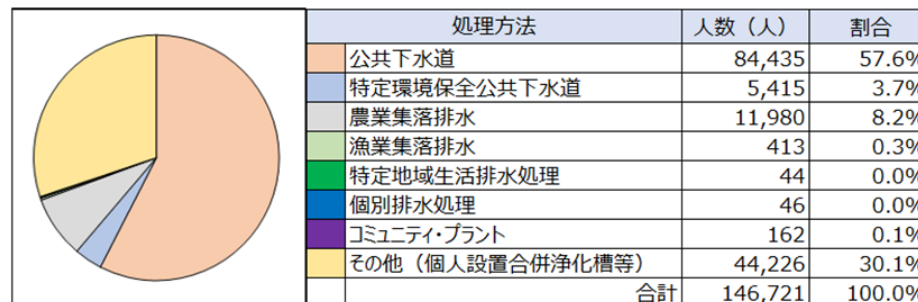
- 市民の約7割が下水道を利用
- 多くの施設が40年以上経過
- 島しょ部を含め多くの処理施設を有する
- 多くのベテラン職員による施設稼働の安定化

本市下水道事業における課題

- 均衡ある都市の実現と都市機能の適切な配置の両立が求められるなか
- 人口減少に伴う、使用料収入の減少
 - 施設の老朽化進行に伴う維持更新費用の増大
 - 採算性の低い小規模処理場を多く保有
 - 20代以下の若手職員(担い手)の不足による技術継承が難しい

▶ 汚水・雨水処理を通じて、暮らしと産業を支える重要な都市基盤

➤ 処理方法別の処理人口(令和7年4月現在)

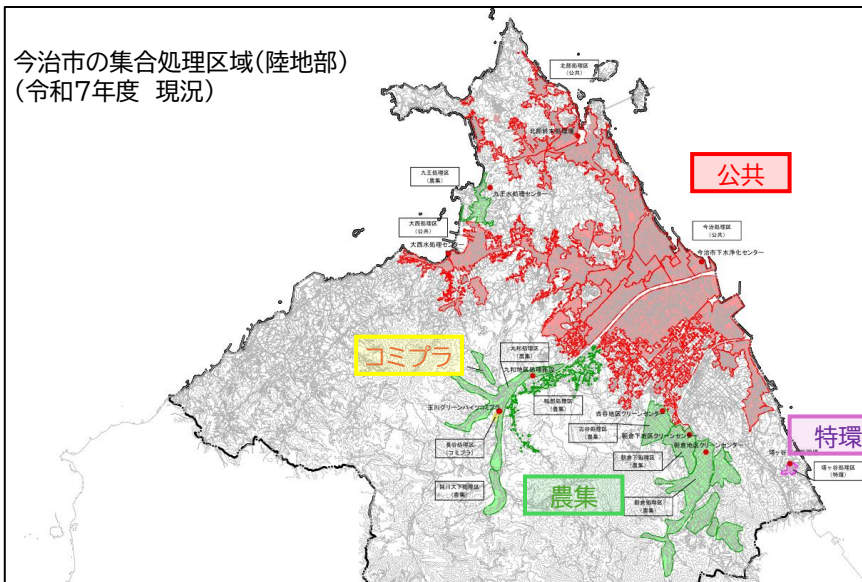


➤ 処理事業別の概要(供用開始年、処理区域面積、処理場数)

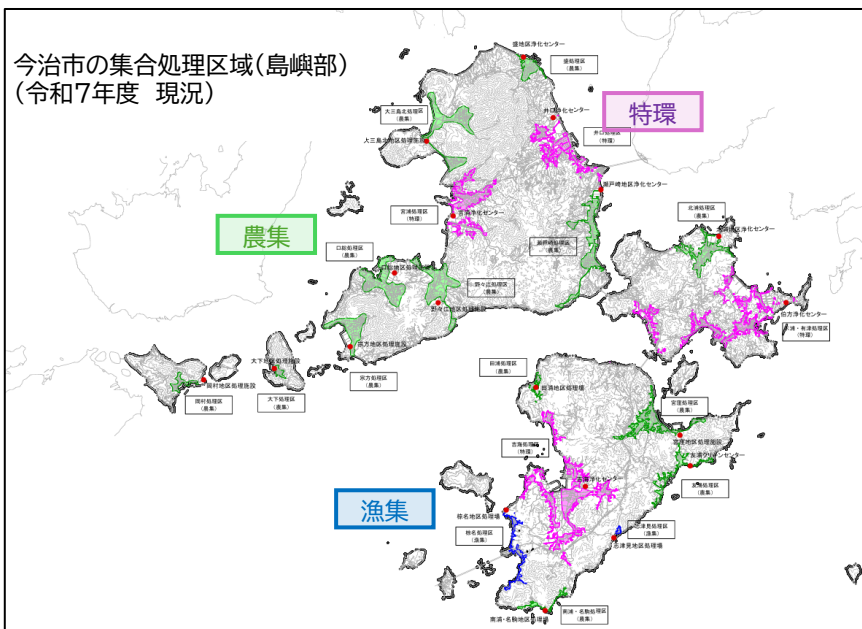
処理事業名称	供用開始	処理区域面積	処理場数
公共下水道事業	昭和 51 年	2,364ha	3
特定環境保全公共下水道事業	昭和 52 年	496ha	5
農業集落排水事業	昭和 60 年	720ha	18
漁業集落排水事業	平成 12 年	30ha	2
特定地域生活排水処理事業	平成 18 年	56ha	(浄化槽基数) 43
個別排水処理事業	平成 8 年	30ha	(浄化槽基数) 51
コミュニティ・プラント	平成 11 年	3ha	1

2. 今治市下水道事業の概要(2/2)

今治市の集合処理区域(陸地部)
(令和7年度 現況)



今治市の集合処理区域(島嶼部)
(令和7年度 現況)



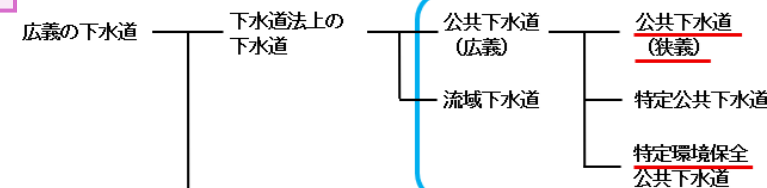
本市では、戦災復興土地区画整理事業の進捗に合わせ昭和28年に排水機能の回復と都市衛生の改善のため下水道建設に着手し、昭和51年に汚水の本格的な処理が開始されました。

それ以降、特定環境保全公共下水道、漁業集落排水、コミュニティ・プラント、個別排水処理が整備され、また周辺の11町村においても農業集落排水などの整備が進められ、現在の本市における生活排水処理事業が形成されました。

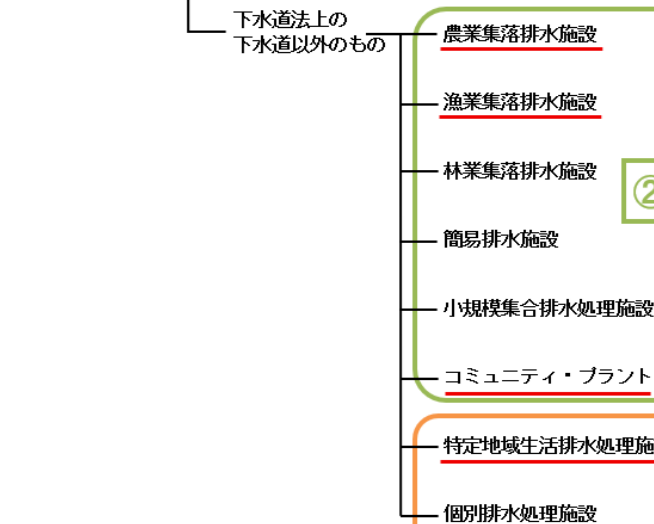
下水道の種類

今治市下水道事業の該当事業

①下水道法上の下水道



②集落排水施設等



③浄化槽

3. 使用料改定検討の背景

経費回収率の向上、収支維持を図る必要があります。



※令和5年度に小規模下水道事業が地方公営企業法の財務規定を適用し、公共下水道事業に会計統合されたことにより、今回から下水道事業として一つの経営戦略としています。

下水道事業の経費は、雨水処理に要する経費を公費、汚水処理に要する経費を使用料で負担することを基本としています。なお、雨水処理費と、汚水処理経費のうち国の繰出基準等に基づく経費については一般会計が負担しています。

経費回収率は、使用料で負担すべき汚水処理費を、使用料収入でどの程度賄えているかを示す指標です。

➤ 使用料の検証、経営戦略の見直し時に必要な検討項目

【「経営戦略」の改定推進について】

(令和4年1月25日付け総務省自治財政局通知)

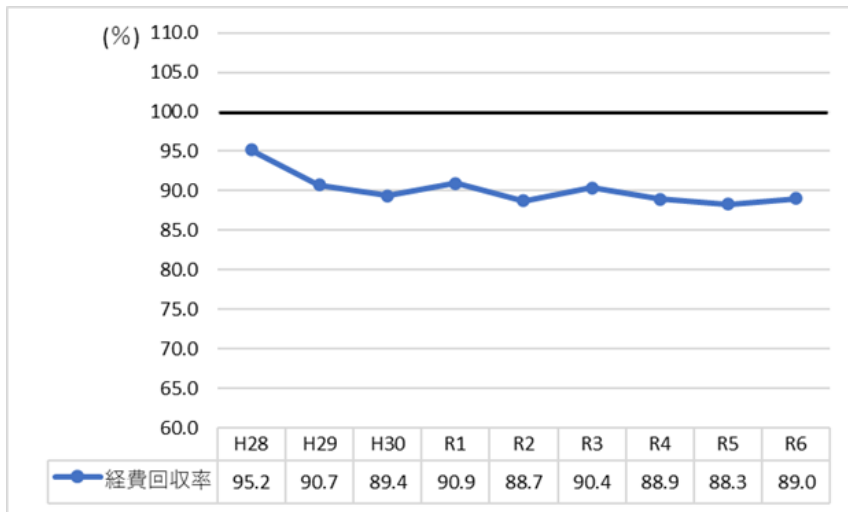
- ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
- ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
- ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
- ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革(料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等)の検討

国土交通省 【社会資本整備総合交付金交付要綱】(令和6年1月25日最終改正)

(前略)下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ(中略)を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること。

4. 現在の経営状況

➤ 経費回収率・・・下落傾向

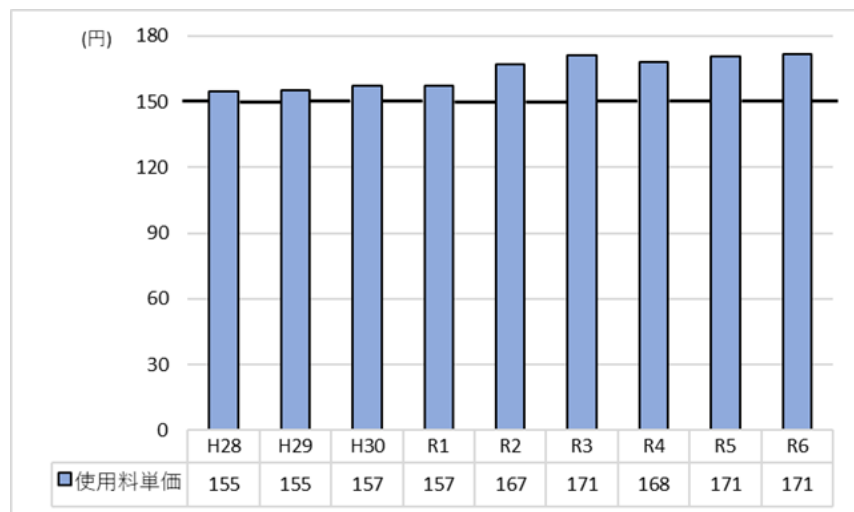


経費回収率とは、使用料単価を污水处理原価で除した指標であり、污水处理経費を使用料でどの程度賄えているかを示す指標です。

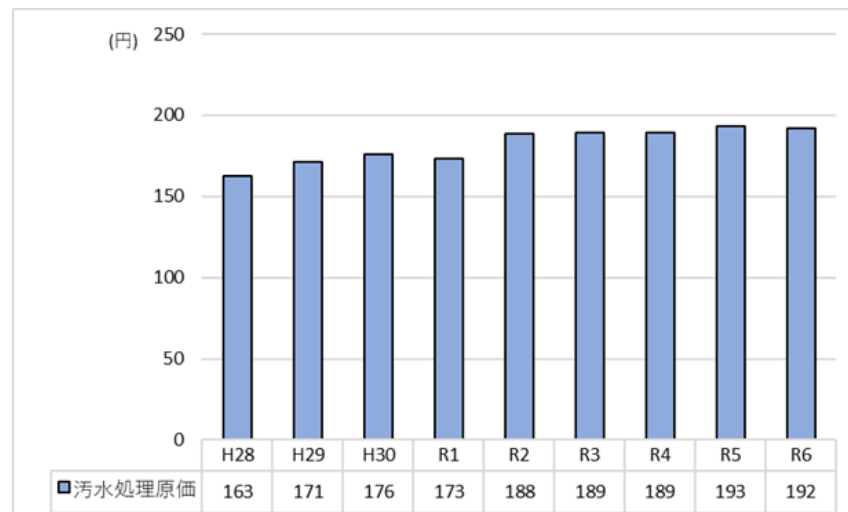
100%以上あれば、独立採算が保たれているということになりますが、令和6年度には89.0%(平成28年度比△6.2%)と下落傾向にあります。

その要因としては、人件費や物価の上昇によって污水处理原価が増加している点が挙げられます。委託料の見直しや処理区統廃合など、経費削減の取組は実施していますが、その取組を実施してもなお、その増加を止められない状況です。

➤ 使用料単価・・・令和2年度改定以降は横ばい



➤ 污水处理原価・・・上昇傾向



5. 施設老朽化と更新需要(1/2)

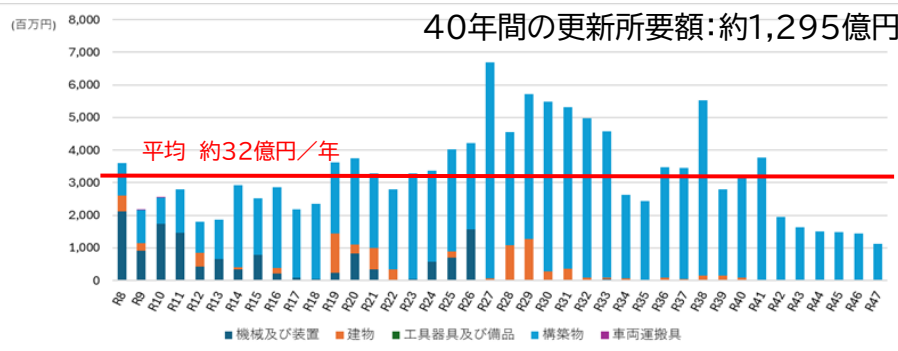
➤ 償却資産の老朽化状況

事業	建物	構築物	機械及び装置	工具器具及び備品	車両運搬具
公共下水道	63.5%	54.8%	74.4%	58.2%	73.0%
特定環境公共下水道	62.9%	44.5%	90.5%	69.1%	95.0%
農業集落排水	50.0%	46.0%	72.8%	89.6%	0.0%
漁業集落排水	55.1%	42.8%	81.8%	—	—
特定地域生活排水処理	—	—	55.3%	—	—
個別排水処理	—	—	86.5%	—	—
コミュニティ・プラント	52.0%	52.0%	—	—	—

➤ 将来40年間の更新需要

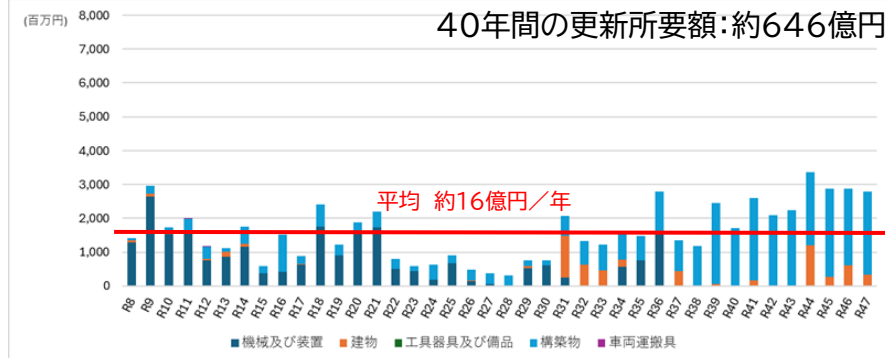
※適切な点検整備を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、優先順位を見極めて適時適切な更新を実施

40年間の更新所要額:約1,295億円



耐用年数到達時に更新を実施する場合

40年間の更新所要額:約646億円



耐用年数×1.5倍経過時に更新を実施する場合

償却資産のうち、処理場等の機械及び装置、工具器具及び備品、車両運搬具は、比較的耐用年数が短いため、老朽化比率が高くなっています。

一方、建物や構築物(主に管渠)については、耐用年数が比較的に長いため、老朽化が進行していないように見えますが、最も事業規模・資産規模が大きい公共下水道は昭和51(1976)年度に供用が開始されており、令和8年度には管渠の耐用年数である50年を経過し、その後順次、耐用年数を迎えます。

これまで以上に点検精度と頻度を高め、リスク評価による優先順位付けを行い、投資の平準化を実施しますが、将来における更新需要は大きいいため、経営の安定と財源の確保がより重要になります。

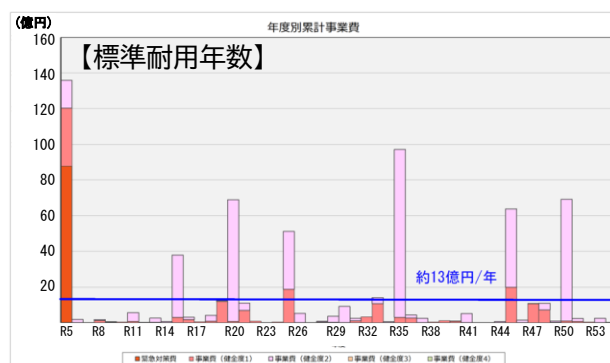
5. 施設老朽化と更新需要(2/2)

➤ スtockマネジメント(最適シナリオの検討)

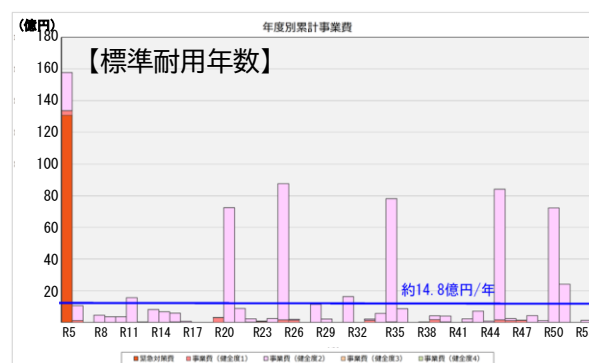
「費用」、「リスク」、「執行体制」を総合的に勘案し、今後50年の最適な改築シナリオを選定

目標年数(標準耐用年数の1.3倍~1.5倍程度)や、ユニット単位での「被害規模(影響度)」と「発生確率(不具合の起こりやすさ)」によるリスク評価を反映した投資額を試算し、計画に反映しています。

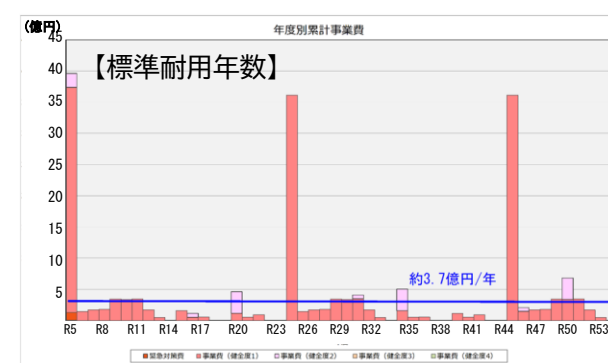
➤ 処理場…最適投資額7億円/年



➤ ポンプ場…最適投資額8億円/年



➤ マンホールポンプ場…最適投資額2億円/年



6. これまでの経営改善の取組(1/2)

1

広域化（処理区の統廃合）

継続中

最大41か所(H18) → 29か所(R8) → 目標9か所(R26)

- ・ 12市町村合併で全国でも例のない多数の施設を保有
- ・ 人口減少による処理能力の余剰を受け近隣処理場を管渠で接続、改築更新・維持管理費を削減

【試算】古谷地区クリーンセンターと今治市下水浄化センター統廃合の場合

項目	処理区	統合前	統合後	削減効果
維持管理費 (千円/年)	古谷	8,800	0	△ 8,800
	今治	479,800	480,400	600
計		488,600	480,400	△ 8,200
項目	処理区	改築更新	接続管渠	削減効果
建設費(千円)	古谷	320,000	125,400	△ 194,600

2

共同化（移動脱水車の活用）

実施済

大島・大三島の2島3処理区（吉海・宮浦・井口）

- ・ 小規模で発生汚泥が少なく定置式施設は不利
- ・ 各処理場を巡回し脱水する移動式脱水車を活用
- ・ 建設コスト、維持管理費を縮減



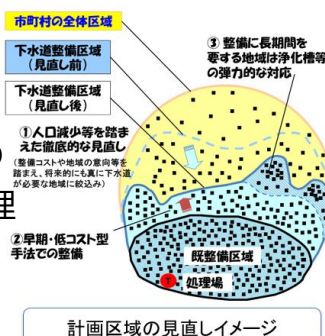
3

計画区域の見直し

継続中

持続可能な污水处理体制の構築

- ・ 人口減少や施設更新需要の増加など将来環境を反映
- ・ 公共下水道と合併処理浄化槽を適切に組み合わせ、将来世代への負担を抑えた持続可能な污水处理体制の構築



4

民間委託

実施済

処理場・ポンプ場の管理を民間へ委託

- ・ 後継者不足・技術力低下対応、夜間休日・広域施設管理を補完
- ・ 民間ノウハウ活用で維持管理コストを低減



6. これまでの経営改善の取組(2/2)

5

法適用（企業会計の導入）

実施済

地方公営企業法の一部適用による「経営の見える化」

- 財務適用により企業会計を導入し経営を見える化
- H28: 下水道事業特別会計(公共・特環)を法適化
- R05: 小規模下水道特別会計(農集・漁集ほか)を法適化


6

職員削減

実施済

市町村合併以降、人員適正化計画により職員数削減

年度	職員数
H17	43人
H27	35人
R08	33人


7

消化ガス発電(省エネ・再エネ)

実施済

下水汚泥から発生する消化ガスで発電 (H31.2導入)

- R7年度に約65万kWh(一般家庭約190世帯分)を発電
- 浄化センター使用電力の約17%を賄う(電気代約16,350千円/年)
- 下水道バイオマスの再エネ利用で温室効果ガス削減に貢献


8

太陽光発電

実施済

宮浦浄化センター (発電設備容量 21.8kW)

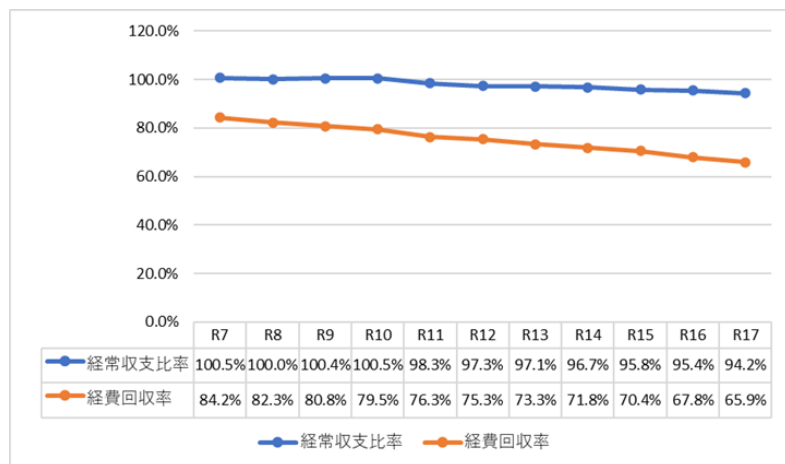
- 温暖な気候と長い日射時間を活用した太陽光発電
- 発電電力をOD法の攪拌ばっ気装置へ供給
- 使用電力の約5.5%を賄う(電気代約244千円/年)



7. 将来の見通し

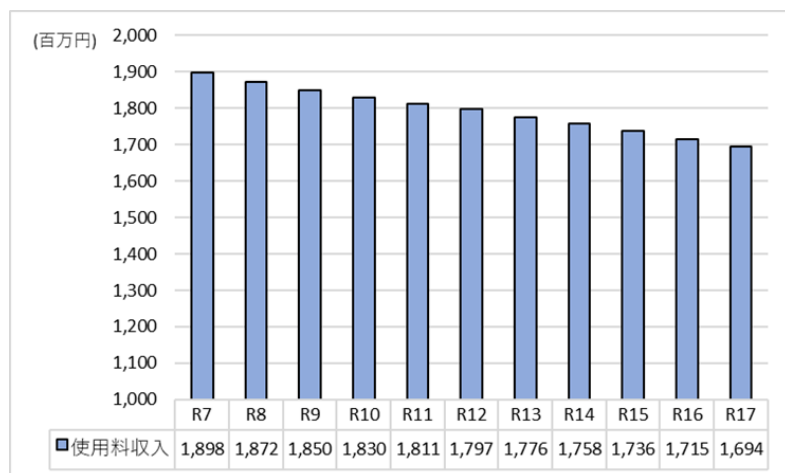
使用料改定を実施しない場合における、主要な経営指標や科目の推計は以下のとおりです。

➤ 経費回収率…下落傾向

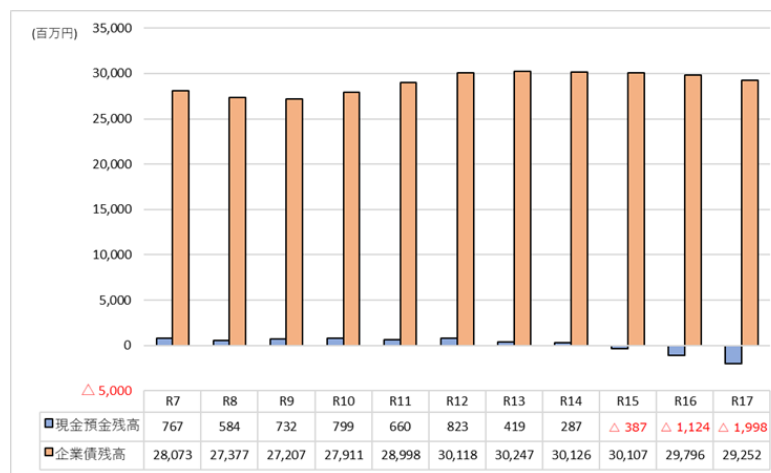


経費回収率は下落することが予測され、会計全体における令和17年度時点の経費回収率は65.9%となることが見込まれています。
 これは、更なる人件費や物価の上昇が今後も予想され、汚水処理原価が増加していくためです。人口減少も進むことで有収水量も減少し、使用料収入減少・汚水処理費増加、という構造は引き続き継続するものと考えられます。
 また、現金預金残高は令和15年度にマイナス(資金ショート)となってしまうことが予測されています。

➤ 使用料収入…下落傾向



➤ 現金預金残高及び企業債残高



8. まとめ・次回審議事項(1/2)

下水道事業の健全で安定した経営を持続することは、市民生活を支える上で非常に重要です。令和2年度に使用料改定を実施したことにより、現時点における経営状況は危機的な状況には至っていません。しかしながら、令和4年度に策定した経営戦略では、将来にわたり安定した事業運営を維持していくためには、更なる経営改善に取り組む必要があるとされています。

本資料にもお示ししているとおり、本市では、処理場の統廃合やストックマネジメント計画の策定による投資の平準化・ライフサイクルコストの低減、さらには民間委託の活用による維持管理費の削減など、経営改善に向けた取組を進めてまいりました。

それでもなお、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加など、今後の事業環境を踏まえると、将来的には使用料改定の検討が必要であると考えております。

このため、第2回審議会では、使用料改定の必要性について各種データを基にご説明するとともに、改定率ごとのシミュレーション結果をお示しし、どの程度の改定が適当であるかをご審議いただきたいと考えております。

8. まとめ・次回審議事項(2/2)

令和8年度 スケジュール(案) (全3回を想定)

第2回 審議会の予定

<令和8年9月1日(火) 14:00～>

1. 使用料改定の方向性と将来シミュレーションについて
2. 使用料体系の見直し(案)について

第3回 審議会の予定

<令和8年10月6日(火) 13:30～>

1. 審議会としての最終(案)の提示・審議
2. 答申書(案)について